

参考人意見聴取事項

直近の所属団体又は会社

氏名

1 あなたの(直近の)団体又は会社をとりまく景況と今後の見通しについて、どのようにお考えですか。

- ①年金の支給年齢引き上げにより高年齢者の相談が増え、高齢組合員が増えた。高齢組合員とはいえ、収入確保のために働かざるを得ないケースが目立つ。
- ②30代～40代の組合員では正規・非正規問わず、兼業・副業に就くものが目立つ。2社から3社であり、会社廃業又は解雇時に備えた私的セイフティーネット。会社に通知している場合としていない場合は半々。
- ③雇用形態の傾向は、30歳以下と60歳以上は非正規雇用の比率が増えている。特にサービス・役務の分野ではその傾向が強い。労働相談の傾向。

2 あなたの(直近の)団体又は会社では、賃上げを実施されましたか。実施された場合、その上昇率は前年度と比べてどうですか。賃上げの主な理由について、どのようにお考えですか。

また、反対に賃上げがない、又は引き下げされたケースの場合、それはどのような理由によるものとお考えですか。

- ① 個別企業宛てには個人単位で加盟する労働組合なので、組合員数イコール会社数になります。
- ② 個別労働契約の更新時に引上げを個別に主張することを目標にしているが難しい。
- ③ 今年6月までの間の引上げは2社(清掃役務)10円。

3 あなたの(直近の)団体又は会社における正職員と臨時職員(アルバイト、パート)の比率は、どのような状況ですか。

- ① 本年5月末日現在、組合員数 124名 (男性58名 女性66名)
内 非正規雇用101名 (男性41名 女性60名)
- ② 従前は正規雇用と非正規雇用の比率は同程度であったが、定年再雇用者と若年女性の再就職者が増え、非正規比率が高くなった。
- ③一旦非正規雇用として職に就いた場合、正社員への転換は困難。

4 あなたの(直近の)団体又は会社において、時間給の対象となっている労働者は、余体の何パーセント位ですか。また、男女の比率はどのような状況ですか。

- ① 本年5月末日現在、組合員数 124名 (男性58名 女性66名)
内 非正規雇用101名 (男性41名 女性60名)
非正規雇用の賃金形態は6割が時間給、4割が月給制
- ② 時間給は役務・サービス系/月給は医療介護保育

5 あなたの(直近の)団体又は会社では、時間給の額の決め方は何を基本に決めていますか。

- ① 引上げ額の基準は、札幌市内労働者の年齢別平均月例賃金と一月の法定労働(173.5時間)から算出

| | 月例給 | 時間給 | | 月例給 | 時間給 |
|-----|----------|--------|-----|----------|--------|
| 20歳 | 184,214円 | 1,062円 | 45歳 | 312,907円 | 1,804円 |
| 25歳 | 207,223円 | 1,195円 | 50歳 | 326,720円 | 1,884円 |
| 30歳 | 238,997円 | 1,378円 | 55歳 | 331,596円 | 1,913円 |
| 35歳 | 274,331円 | 1,582円 | 60歳 | 306,459円 | 1,767円 |
| 40歳 | 296,645円 | 1,710円 | 65歳 | 248,191円 | 1,431円 |

- ・札幌地区連合会の2021年12月末現在の調査。
- ・集計組合員数43110人(70組合)

6 北海道地域最低賃金について

① 現在の最低賃金額については、どのようにお考えですか。

- ・一つの職では単独生計維持すら困難な水準。低すぎる。

② 最低賃金の今後の改定については、どのようにお考えですか。

- ・生計維持可能な金額を検討すべき。
- ・当面の間、母子家庭・子供二人世帯の生活保護費を水準とすべき。

【シングルマザー(母子家庭) 母親30歳、子供4歳・2歳の場合】

| | 1級地-1 東京都他 | 1級地-2 札幌市他 | 2級地-1 函館市他 | 2級地-2 夕張市他 | 3級地-1 北見市他 | 3級地-2 その他 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 生活扶助 | 193,900 | 187,470 | 179,310 | 172,880 | 164,730 | 158,300 |
| うち母子加算 | 25,100 | 25,100 | 23,360 | 23,360 | 21,680 | 21,680 |
| うち児童養育加算 | 26,000 | 26,000 | 26,000 | 26,000 | 26,000 | 26,000 |
| 住宅扶助(上限額) | 69,800 | 59,000 | 53,000 | 46,000 | 40,100 | 34,100 |
| 合計 | 263,700 | 246,470 | 232,310 | 218,800 | 204,830 | 192,400 |
| (時間給換算) | 1,520 | 1,421 | 1,339 | 1,261 | 1,181 | 1,109 |

出典：第2回社会保障審議会生活保護基準部会資料3平成23年5月24日

7 その他、最低賃金に関する御意見がありますか。

- ・最低賃金は全国一律1500円とすべき。